

# 平成30年度 公民館はじめの一步支援事業 実施要綱

## 1. 事業の目的

公民館の地域における役割を認識し、「人を集わせる」「学びの場をつくる」等の取組を通して、「地域を担う人づくり」に向かって進んでいく公民館等の支援を行う。

## 2. 事業の内容

### (1) 対象

市町村公民館連絡協議会及びそれに類する事務局等（以下、市町村公連等とする）

### (2) 事業の実施

事業の実施にあたっては、①はじめの一步チャレンジは必須とし、②継続的な研修の実施と③成果発表会・フォーラムの開催はどちらか、もしくは両方を実施することとする。

#### 【公民館等】

#### ①はじめの一步チャレンジ

公民館等が、「人を集わせる」、「学びの場をつくる」等の取組において、既存の事業を再構築したり、新規の事業を構築して実施する。

#### 【市町村公連等】

#### ②継続的な研修の実施

公民館等職員を対象に、年間を通じて複数回の研修会を実施する。

#### ③成果発表会・フォーラムの開催

公民館等の本事業の実践をもとにした成果発表会やフォーラムを実施する。

### (3) 事業実施の期間

採択日～平成31年2月28日（木）

### (4) 市町村の関わり

市町村は公民館等や市町村公連等が事業を実施するにあたって、必要な支援を行う。

## 3. 事業実施公民館の採択方針及び手順

### (1) 採択件数 5市町村公連等程度

### (2) 採択の手順

#### ①公民館等の状況把握

これまでの事業実績や市町村への聞き取りを実施し、公民館等の活動状況を把握する。

#### ②市町村公連等との協議及び仮採択申請の受理

公民館等の活動状況をもとに事業実施可能な市町村公連等との協議により、事業実施公民館を検討した上で、仮採択の申請書を受理する。

#### ③事業計画書・予算書の審査

提出された事業計画書・予算書等を審査し、内容が適当であると認めた場合に採択とする。

### (3) 採択にあたっての視点

#### ①市町村公連等が公民館等の事業実施を支援する体制が整っているか。

#### ②事業を実施するうえで、適切な計画や予算が立てられているか。

## 4. 事業に係る助成金の交付

### (1) 助成金額（1市町村公連あたりの上限50万円）

#### ①はじめの一步チャレンジは、事業実施公民館1館あたり10万円を上限とし、1市町村公連あたり40万円を上限とする。（平成31年度の継続実施は認めない）

#### ②継続的な研修実施については、1市町村公連あたり10万円を上限とする。

#### ③成果発表会・フォーラムの開催については、1市町村公連あたり10万円を上限とする。

(2) 本事業の助成金に加え、自主財源を合わせた事業実施も可能とする。

(3) 助成金の対象経費

①対象経費は、報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料とする。

②対象経費として認められないものとして、備品費（5万円以上のもの）、食糧費（市町村が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費、活動に参加する人の保険料や材料費、使用料等の実費相当分とする。

## 5. スケジュール

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| (1) 市町村公連等との協議    | 6月中を予定           |
| (2) 事業計画書・予算書等の提出 | 随時               |
| (3) 採択結果の通知       | 事業計画書等提出後概ね1週間程度 |
| (4) 事業着手          | 採択の通知後           |
| (5) 実施事業の状況把握     | 事業実施期間中1回程度      |
| (6) 実施報告書等の提出     |                  |
- 事業終了後30日以内もしくは平成31年2月28日のいずれか早い日

## 6. 事業の申込

- (1) 市町村公連等が本事業の助成を受けようとするときは、実施申請書（様式1）、計画書・予算書（様式2）及び公民館等の事業計画書（様式3-1）と予算計画書（様式3-2）を島根県公民館連絡協議会（以下、本協議会とする）に提出する。
- (2) 本協議会は、提出された事業計画書等を審査し、内容が適当であると認めた場合、当該市町村公連等へ助成金を交付する。

## 7. 事業の報告

助成金の交付を受けた市町村公連は、事業が終了した日から30日以内もしくは2月28日のいずれか早い日までに、実施報告書（様式4）、事業報告書（様式5-1）と収支決算書（様式5-2）及び公民館等の事業報告書（様式6-1）と収支決算書（様式6-2）、関係書類を本協議会に提出する。

## 8. 申込み・問い合わせ先

島根県公民館連絡協議会事務局

担当：森脇 淳志

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁社会教育課内

TEL：0852-22-5428 FAX：0852-22-6218

E-mail:moriwaki-atsushi@edu.pref.shimane.jp